

## 令和4年度第3四半期における専決処理（報告）

令和5年3月1日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和4年度第3四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

### 2. 内容

令和4年度第3四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係51件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係23件の計74件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和4年度第3四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（51件）

- (1) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 6件（別表1～6）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設に係る保安規定の変更の認可（別表1）
- (2) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 20件  
（別表7～26）  
例：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る核物質防護規定の変更の認可（別表18）
- (3) 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 2件（別表27～28）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設に係る廃止措置計画の変更の認可（別表27）
- (4) 核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 4件（別表29～32）  
例：東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所に係る核燃料物質の使用の変更の承認（別表32）
- (5) 核燃料物質の使用者に係る合併及び分割の認可関係 1件（別表33）  
例：昭和電工マテリアルズ株式会社川崎事業所に係る核燃料物質の使用者に係る分割の認可（別表33）
- (6) 核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 3件  
（別表34～36）  
例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に係る核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可（別表34）
- (7) 核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 6件  
（別表37～42）  
例：公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可（別表38）
- (8) 核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係 2件（別表43～44）  
例：京都大学医学部附属病院の核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の承認  
（別表43）

(9) 国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係 2件  
(別表45～46)

例：核物質管理センター東海保障措置センターの国際規制物資に係る計量管理規定の変更認可 (別表45)

(10) 指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更認可 1件 (別表47)

例：公益財団法人核物質管理センターに係る指定保障措置検査等実施機関業務規定の変更認可 (別表47)

(11) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 4件 (別表48～51)

例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可 (別表48)

## 2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (23件)

(12) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 23件  
(別表52～74)

例：次世代放射光施設NanoTerasuにおける放射線発生装置の使用の許可  
(別表52)

## 1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	<p>○令和4年8月31日付で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の安全性向上対策工事の作業用地確保に伴う原子力科学研究所(東海村)の周辺監視区域の一部変更に係る原子炉施設の保安規定変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後の周辺監視区域境界においても、立入制限等の措置等に既認可から変更はないとしていることを確認。</p> <p>○令和4年10月24日に認可。</p>	研究炉等審査部門
2			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	<p>○令和4年4月26日付け(令和4年9月29日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における定常臨界実験装置(STACY)の運転再開等に係る原子炉施設の保安規定変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、運転に必要な要員の条件及び配置、燃料体等の配置替えに伴う手続に関することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年12月23日に認可。</p>	研究炉等審査部門
3		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	<p>○令和4年8月8日付で、高経年化技術評価に係る責任職位の見直し及び管理区域の変更に伴う変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、高経年化技術評価等の責任職位の見直しについては、責任職位を発電所長とするのみの変更であり、当該評価の実施手順等に変更はないこと、管理区域の変更については、排気筒鋼板の汚染部位分離作業に係る管理区域を設定し、放射線測定評価を行った上で当該管理区域を解除すること等を確認。</p> <p>○令和4年11月9日に認可。</p>	実用炉審査部門
4			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	<p>○令和4年7月7日付け(令和4年11月15日付けで一部補正)で、廃樹脂処理装置等の設備の共用化等に伴う変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること、また、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること、放射性液体廃棄物の固型化等の処理等に関する行為の実施体制が定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年11月18日に認可。</p>	実用炉審査部門
5			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設)	<p>○令和4年4月28日付け(令和4年10月26日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)における、空気圧縮機の更新及び原子炉補機冷却海水ポンプの維持すべき期間の見直し等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、廃止措置で使用するための設備として新たに導入する空気圧縮機の性能及び機能維持の方法並びに原子炉補機冷却海水ポンプの維持すべき期間が適切に定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年11月16日に認可。</p>	研究炉等審査部門

6		原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和4年6月30日付け(令和4年11月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における安全対策に係る性能維持施設の追加に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可を踏まえ、新たに追加するとして性能維持施設が定期事業者検査の対象として適切に定められていること等を確認。 ○令和4年12月22日に認可。	研究炉等審査部門
7	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和4年7月8日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護に係る組織体制の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
8		原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(7と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年10月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
9		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和4年5月23日付け(令和4年6月29日付け補正)で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:新規基準における漂流物対策として防波壁をコンクリートで補強するための立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
10		原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(9と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年10月31日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

11	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	○令和4年7月1日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○申請概要: ・防護区分の変更 ・周辺防護区域の設定廃止及び立入制限区域の設定変更 ・防護区分変更に伴う防護措置の変更 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
12	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	(11と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月11日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
13	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年4月7日付け(令和4年7月27日付け補正)で、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子炉施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	(13と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○平成29年12月20日付け(令和4年8月19日、令和4年10月17日付け補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3・4号機の特定重大事故等対処施設の防護対策の実施 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

16	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	(15と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和4年6月30日付け(令和4年8月25日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:侵入検知器の種別の一部変更、文書体系の変更、生体認証装置の核物質防護規定への記載 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(17と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和4年7月11日付け(令和4年9月15日付け補正)で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:安全性向上対策工事の作業用地確保のための立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(19と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年12月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和4年8月19日付け(令和4年8月30日、令和4年9月15日付け補正)で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:安全性向上対策工事の作業用地確保のための立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(21と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年12月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和4年7月7日付け(令和4年9月15日付け補正)で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:緊急用海水取水設備設置工事の進捗に伴う周辺防護区域及び立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(23と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年12月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和4年9月26日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域・周辺防護区域の変更及び金属を検知することができる装置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	

26		原子炉等規制法43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の現行の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	(25と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年12月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	
27	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設)	○令和4年4月28日付け(令和4年8月24日付け、令和4年9月22日付け及び令和4年10月26日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)における、原子炉補機冷却系代替冷却装置の導入等に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置で使用するための設備として新たに導入する原子炉補機冷却系代替冷却装置に係る設計及び工事の方法の内容が適切に定められていること等を確認。 ○令和4年11月16日に認可。	研究炉等審査部門
28		原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和4年6月30日付け(令和4年11月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、使用済燃料の搬出方法の追加等に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料の搬出方法が適切に定められていること、使用済燃料の搬出に当たって実施するとしている燃料カスククレーンのワイヤロープの2重化に係る設計及び工事の方法の内容が適切に定められていること等を確認。 ○令和4年12月22日に認可。	研究炉等審査部門
29	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和4年7月29日付け(令和4年10月19日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)の燃料試験施設における、核燃料物質の分析技術開発を使用の目的に追加する変更に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月7日に許可。	研究炉等審査部門
30			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター)	○令和4年9月30日付け(令和4年11月8日付けで一部補正)で、一般財団法人電力中央研究所から、横須賀運営センター(横須賀市)における実験室及び大物搬入口の一時的な措置の追加に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月29日に許可。	研究炉等審査部門

31			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂研究所)	○令和4年8月29日付け(令和4年11月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、那珂研究所(那珂市)におけるJT-60の改修に伴う濃縮ウランを内部に塗布した中性子検出器用計数管の設置場所等の変更に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月13日に許可。	研究炉等審査部門
32			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所)	○令和4年11月29日付けで、国立大学法人東京工業大学から、東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所(目黒区)における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析の実施、核燃料物質の受入れに伴う変更等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月22日に承認。	研究炉等審査部門
33	核燃料物質の使用施設に係る合併及び分割の認可関係	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用施設に係る分割の認可について(昭和電工マテリアルズ株式会社川崎事業所)	○令和4年11月9日付けで、昭和電工株式会社及び昭和電工マテリアルズ株式会社から、核燃料物質の使用者である昭和電工株式会社がグループ会社の経営管理を除く全ての事業を分割し、昭和電工マテリアルズ株式会社へ承継させることに伴う分割認可申請あり。 ○審査の結果、昭和電工株式会社川崎事業所(千鳥)(川崎市川崎区)が受けた核燃料物質の使用の許可に係る全ての使用施設等及び核燃料物質を一体として、昭和電工マテリアルズ株式会社川崎事業所(川崎市川崎区)へ承継させること、及び承継前と同様な保安管理体制を構築すること等を確認。 ○令和4年12月20日に認可。	研究炉等審査部門
34	核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和4年8月31日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)の廃棄物安全試験施設における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの使用及び貯蔵に関する使用変更許可の内容の反映等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。 ○令和4年11月29日に認可。	研究炉等審査部門
35			核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和4年9月26日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における放射性廃棄物でない廃棄物に係る規定の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものは、管理区域から搬出するまでの混在防止の保安上の措置が定められており、核燃料物質等による災害の防止上十分でないものであることに該当しないこと等を確認。 ○令和4年12月20日に認可。	研究炉等審査部門

36		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	○令和4年10月3日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における放射性廃棄物でない廃棄物に係る規定の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものは、管理区域から搬出するまでの混在防止の保安上の措置が定められており、核燃料物質等による災害の防止上十分でないものであることに該当しないこと等を確認。 ○令和4年12月27日に認可。	研究炉等審査部門	
37	核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○令和4年8月1日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織体制及び立入制限区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設等)	(37と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○令和4年7月13日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織体制の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
40		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等)	(39と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月8日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

41		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所使用施設等)	○令和4年7月1日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○申請概要: ・立入制限区域の設定変更及びそれに伴う防護措置の変更 ・防護区域における防護措置の変更 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
42		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く)に関すること。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所使用施設等)	(41と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年11月11日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の承認について(京都大学医学部附属病院)	○令和4年8月26日付け(令和4年10月28日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学医学部附属病院(京都市左京区)における廃止措置計画の承認申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡し、汚染の除去の方法等が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること等を確認。 ○令和4年11月14日に承認。	研究炉等審査部門
44		原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設)	○令和4年11月7日付けで、株式会社松本正夫商店から、生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設(朝来市)における廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡し、汚染の除去の方法等が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること等を確認。 ○令和4年12月22日に認可。	研究炉等審査部門
45	国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更認可について(核物質管理センター東海保障措置センター)	○令和4年8月30日付けで公益財団法人核物質管理センターから、同センター内の組織改正に伴う計量管理責任者の役職の変更について、東海保障措置センター(東海村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年10月24日に認可。	保障措置室

46			計量管理規定の変更認可について(核物質管理センター六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所)	<p>○令和4年8月30日付け(令和4年10月5日付けで一部補正)で公益財団法人核物質管理センターから、同センター内の組織改正に伴う計量管理責任者の役職の変更等について、六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所(六ヶ所村)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、計量管理責任者の役職の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和4年11月16日に認可。</p>	保障措置室
47	指定情報処理機関事業計画等の認可関係	原子炉等規制法第61条の23の8の第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	指定保障措置検査等実施機関業務規定の変更認可について	<p>○令和4年11月9日付けで、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、同センター内の組織改正に伴う指定保障措置検査等実施機関業務規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同センター内の組織改正に伴う業務規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和4年11月16日に認可。</p>	保障措置室
48	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年8月23日付け(令和4年9月15日付け及び令和4年10月17日で一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、当該設備が燃料取り出しに向けた1号機原子炉建屋内のがれき撤去作業に伴う放射性物質の大気への放出を抑制し、その放出量を適切に監視できる設備であること、敷地境界での実効線量評価値が引き続き1mSv未満/年であること等を確認。</p> <p>○令和4年10月27日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
49		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和4年3月22日付け(令和4年12月21日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所2号機燃料取扱設備の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、当該設備が使用済燃料を取り扱うに当たって、使用済燃料の落下防止の措置が講じられている設計であること、耐震B+クラスの設備に要求される地震力に十分に耐えられる設計であること等を確認。</p> <p>○令和4年12月23日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
50		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和3年6月29日付け(令和3年7月15日、令和3年11月4日、令和4年4月7日、令和4年5月31日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。</p> <p>○申請概要:1号機原子炉建屋に大型カバーの設置が計画されており、同工事に伴い追加の措置を講じるもの</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門

51	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	(50と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年10月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
----	--	---	---	-----------

## 2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
52	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について (次世代放射光施設(NanoTerasu))	○令和4年3月25日付け(令和4年7月1日付け及び同年9月5日付け一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、次世代放射光施設(NanoTerasu)(仙台市)において、放射線発生装置(直線加速装置、シンクロトロン)2台の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月7日に許可。	放射線規制部門
53			放射線発生装置の使用許可申請について (鹿児島県立薩南病院)	○令和4年8月3日付けで、鹿児島県から鹿児島県立薩南病院(南さつま市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて、許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月28日に許可。	放射線規制部門
54		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (福井大学医学部附属病院)	○令和4年6月24日付け(令和4年8月16日付け一部補正)で、国立大学法人福井大学から、福井大学医学部附属病院(永平寺町)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新すること等について変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月7日に承認。	放射線規制部門
55			放射線同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (聖マリアンナ医科大学病院)	○令和4年6月22日付けで、学校法人聖マリアンナ医科大学から、聖マリアンナ医科大学病院(川崎市)において、放射線発生装置(直線加速装置)2台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月18日に許可。	放射線規制部門
56			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (大型放射光施設(SPring-8))	○令和4年6月10日付けで、国立研究開発法人理化学研究所から、大型放射光施設(SPring-8)(佐用町)において、放射線発生装置(シンクロトロン(蓄積リング))のビームラインを変更すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月20日に許可。	放射線規制部門

57		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (佐賀大学医学部附属病院)	○令和4年8月19日付けで、国立大学法人佐賀大学から、佐賀大学医学部附属病院(佐賀市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加すること等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月20日に承認。	放射線規制部門
58		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (西尾市民病院)	○令和4年7月28日付けで、西尾市から、西尾市民病院(西尾市)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月28日に許可。	放射線規制部門
59		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (秋田赤十字病院)	○令和4年8月24日付けで、日本赤十字社から、秋田赤十字病院(秋田市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年10月28日に許可。	放射線規制部門
60		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (日本赤十字社長岡赤十字病院)	○2022年8月4日付けで、日本赤十字社から、長岡赤十字病院(長岡市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月7日に許可。	放射線規制部門
61		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (大阪大学医学部附属病院)	○令和4年8月18日付けで、国立大学法人大阪大学から、大阪大学医学部附属病院(吹田市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加すること等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月7日に承認。	放射線規制部門

62		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (大分県立病院)	○令和4年9月16日付けで、大分県から、大分県立病院(大分市)において、放射線発生装置(直線加速装置)を使用する室の出入口扉を変更すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月14日に許可。	放射線規制部門
63		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (東北大学電子光物理学研究センター)	○令和4年7月4日付け(令和4年9月8日付け一部補正)で、国立大学法人東北大学から、東北大学電子光物理学研究センター(仙台市)において、密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力の変更等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設及び貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月22日に承認。	放射線規制部門
64		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (埼玉医科大学国際医療センター)	○令和4年9月21日付けで、学校法人埼玉医科大学から、埼玉医科大学国際医療センター(日高市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月28日に許可。	放射線規制部門
65		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (島根大学医学部附属病院)	○令和4年9月16日付けで、国立大学法人島根大学から、島根大学医学部附属病院(出雲市)において、放射線発生装置(直線加速装置)2台を追加すること等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年11月29日に承認。	放射線規制部門
66		放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について (日本メジフィジックス株式会社岡山ラボ)	○令和4年10月4日付けで、日本メジフィジックス株式会社から岡山ラボ(岡山市)において、使用施設、貯蔵施設を変更し、新たに貯蔵施設を設置する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設及び貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月5日に許可。	放射線規制部門

67		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (香川労災病院)	○令和4年10月5日付けで、独立行政法人労働者健康安全機構から香川労災病院(香川県丸亀市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月5日に許可。	放射線規制部門
68		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (三豊総合病院)	○令和4年9月29日付けで、三豊総合病院企業団から三豊総合病院(観音寺市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月26日に許可。	放射線規制部門
69		放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について (大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館))	○令和4年3月22日付け(令和4年8月19日付け一部補正)で、国立大学法人大阪大学から、大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)において、放射性同位元素の種類及び数量の変更並びに使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の増設に係る変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月27日に承認。	放射線規制部門
70		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (茅ヶ崎市立病院)	○令和4年7月27日付け(令和4年9月27日付一部補正)で、茅ヶ崎市から、茅ヶ崎市立病院(茅ヶ崎市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月27日に許可。	放射線規制部門
71		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (福井県済生会病院)	○令和4年9月28日付けで、社会福祉法人恩賜財団済生会から、福井県済生会病院(福井市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年12月27日に許可。	放射線規制部門

72		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (山口大学医学部附属病院)	<p>○令和4年11月1日付けで、国立大学法人山口大学から、山口大学医学部附属病院(宇部市)において、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加すること等について、変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和4年12月27日に承認。</p>	放射線規制部門
73		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (成田赤十字病院)	<p>○令和4年11月18日付けで、日本赤十字社から、成田赤十字病院(成田市)において、病院の施設整備計画に依り、放射線発生装置(直線加速装置)1台を更新し、遮蔽を追加すること等について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和4年12月27日に許可。</p>	放射線規制部門
74		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター)	<p>○令和4年12月2日付けで、地方独立行政法人大阪府立病院機構から、大阪はびきの医療センター(羽曳野市)において、放射線発生装置(直線加速装置)及び保管廃棄設備の移設すること等について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和4年12月27日に許可。</p>	放射線規制部門